



第 30 回原子力委員会
資料第 2 - 1 号

11 安（廃規）第 4 号

平成 11 年 5 月 12 日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原子力研究所大洗研究所における廃棄物管理事業の
変更許可申請について（諮問）

日本原子力研究所理事長松浦祥次郎から平成 11 年 3 月 16 日付け 11 原研
05 第 39 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律（以下「法」という。）第 51 条の 5 第 1 項の規定に基づき別添のとおり申
請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 51 条の 5 第 3 項において準用する
法第 51 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に
規定する基準に適合していると認められるので、法第 51 条の 5 第 3 項におい
て準用する法第 51 条の 3 第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴
委員会の意見を求めます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第51条の5第3項において準用する第51条の3第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 法第51条の5第3項において準用する第51条の3第1項第1号（計画的遂行）

本件は、管理を行う廃棄体の最大管理能力を増強するため、廃棄物管理設備本体の管理施設として固体集積保管場Ⅳの新設等を行うものであり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

2. 法第51条の5第3項において準用する第51条の3第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件の工事に必要とされる資金は、日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団（平成10年10月1日「核燃料サイクル開発機構」に改称）が締結した「大洗地区における放射性廃棄物処理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）」に基づく核燃料サイクル開発機構の負担金により充当する計画であり、また、本件の運転管理に必要な費用は、日本原子力研究所法（昭和31年法律第92号）に基づく政府出資金、事業収入及び基本協定に基づく核燃料サイクル開発機構の負担金により充当する計画である。

以上のことから、当該事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。